

## II. 人権方針

### 1. 人権デュー・ディリジェンスの実施及び人権に関する苦情処理・救済

私たちは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、私たちの事業活動が社会に与える人権に対する負の影響を特定・評価し、その未然防止および軽減に継続的に取り組みます。私たちの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかとなった場合、または関与したことが明らかとなった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。また、ステークホルダーが人権に関して相談をすることができる窓口の設置、社内体制を構築、維持します。報告・相談の際には秘密が厳守され、不利益な取り扱いを一切受けることがないようにします。

### 2. ステークホルダーとの対話・協議

私たちは、私たちの事業に特有の人権リスク・人権課題を特定するため、また、人権に対する潜在のおよび実際の影響に関する対応について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

### 3. 児童労働・強制労働の禁止

私たちは、児童の健康、安全、道徳上の観点から児童を就労させません。「児童」の定義は、アウトソーシンググループ各社が登記している国もしくは地域の法令の定義に則ります。また、私たちは、本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働、不当な拘束手段を用いた労働強要等を行わず、私たちの事業活動において強制労働を行いません。

### 4. 差別の禁止、雇用機会の均等

私たちは、基本的人権を尊重し、雇用関係において平等を期し、労働条件の向上に配慮します。私たちは、出生、年齢、国籍、人種、民族、家系、信条、宗教、性別、性的指向、各種障がい、持病・既往症、貧困、その他個人的な特性に基づいた差別を行いません。

### 5. 教育・研修

私たちは、本方針が私たちの事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員・従業員等に対して、適切な教育・研修を行います。

### 6. 体制整備

私たちは、本方針の実行・監督に責任を持つ担当役員を明確にし、実効性を担保するとともに、本方針に基づき人権を尊重していくための社内体制を構築します。

### 7. 適用範囲

本方針は、当社グループの役員、勤務するすべての社員（雇用形態を問わない。）に適用されます。